

東松島市 復興まちづくり計画

あの日を忘れず ともに未来へ
～東松島一心～





あの日を忘れず ともに未来へ 「東松島一心」

東日本大震災は、私たちがこれまでに経験したことのない未曾有の大被害をもたらしました。1,000人を越えるかけがえのない人命を失い、多くの住宅、都市及び産業基盤が破壊され、壊滅的な被害の大きさと深刻さは、言葉に言い尽くすことができません。

一方で、私たちは、国内外からの献身的な救援や支援、ボランティアのみなさまによる、物心両面からのたくさんのサポートをいたしました。支援の輪は、今も広がりを続けています。新たな「絆」は、私たちが立ち上がるきっかけとなり、復興への意欲をさらに高めてくれました。

被災間もない現在、心情的に非常につらい状況にはありますが、大震災の経験と教訓を活かし、亡くなられたみなさまの心に報い、将来にわたって安心で安全な新しいまちづくりを実現していくことが、私たちに与えられた最も大切な責務だと考えます。

この計画は、各地域で行われた「地区懇談会」や「復興まちづくり懇談会」における市民のみなさまの意向、「復興まちづくり計画有識者委員会」における専門的な立場からの助言、提言など、たくさんの英知を結集して策定いたしました。

今こそ、私たちは、この計画に基づく新しいまちづくりの理念のもと、大きな打撃を受けた被災地の迅速な復旧と復興を進めていかなければなりません。

心と力を合わせて、震災からの再生と復興を成し遂げ、震災復興のモデルとなる新たな希望を東松島市に実現してまいります。

東松島市長 阿 部 秀 保

東北地方太平洋沖地震に関する東松島市被害状況

1 災害の概況

地震の状況

発生日時	平成23年3月11日(金) 14時46分18.1秒
震央地名	三陸沖 牡鹿半島の東約130km (北緯38° 06.2' 東経142° 51.6')
震源の深さ	24km
規模	マグニチュード9.0
最大震度	震度6強

地盤沈下の状況

基準点	高さの変化量
矢本字穴尻	-43cm
矢本字上館下	-38cm
矢本字大溜	-51cm

(※国土地理院公表資料による)

津波の状況

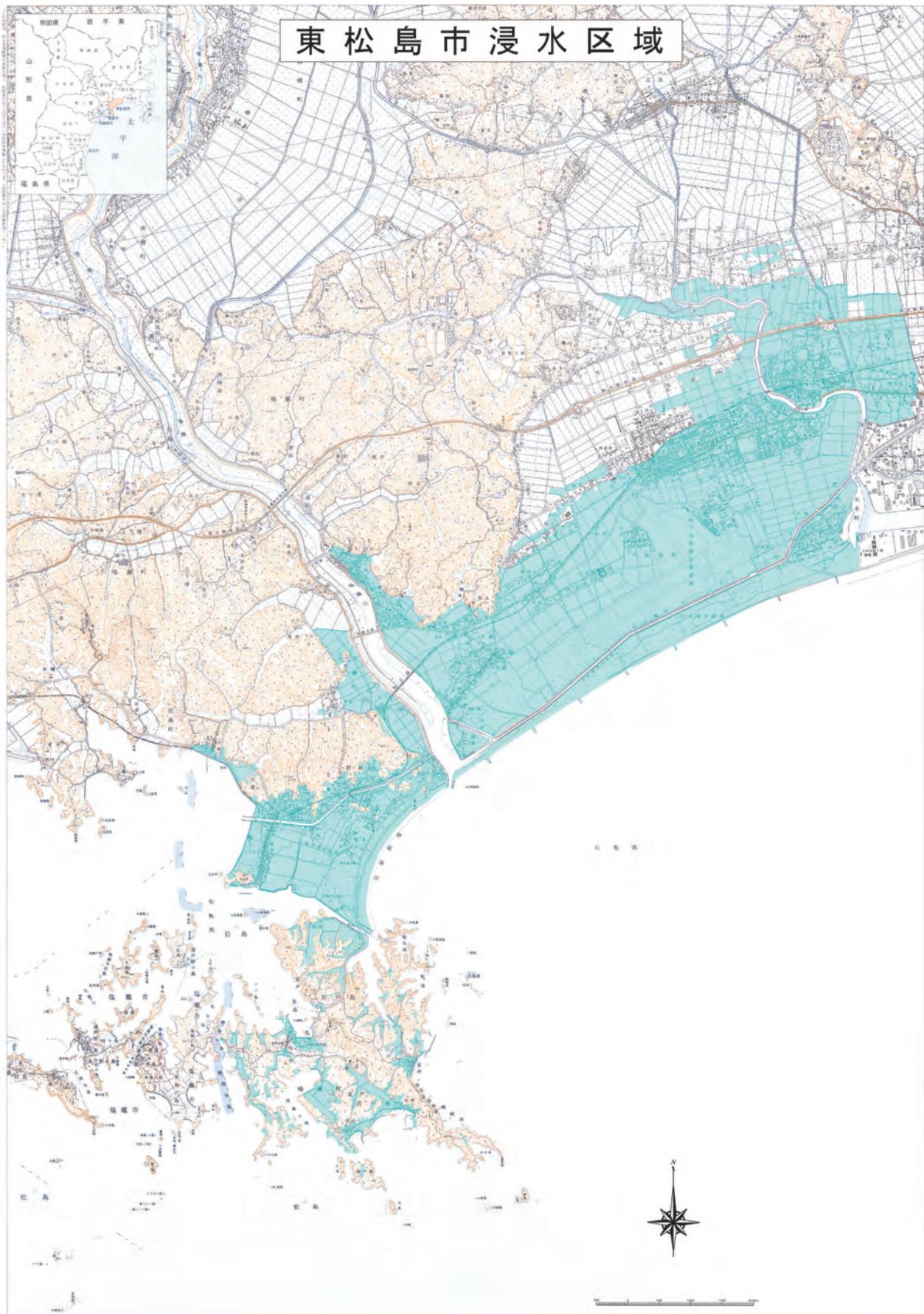
野蒜海岸 (北側エリア)	浸水高 最大10.35m
大曲浜地区 (石巻港外港)	浸水高 最大5.77m
浸水面積 東松島市全体面積102km ² のうち37km ² 浸水 (36%)	
建物用地12km ² のうち 8 km ² 浸水 (65%)	



大曲浜地区



野蒜地区 (新町)



2 被害の状況 (平成24年1月5日現在)

人的被害 東松島市民死者数 1,002人、行方不明者数 61人

※平成23年3月11日現在の住民基本台帳登録者数43,225人

※東松島市内での遺体収容数 1,047人

(うち市民920人、市民以外98人、身元不明29人)

住家等被害

全 壊	5,465 棟 (うち流出1,264棟、全壊4,201棟)
大規模半壊	3,047 棟
半 壊	2,484 棟
一部損壊	3,534 棟
計	14,530 棟 (※り災証明発行件数)

※平成23年3月1日現在の世帯数 15,080世帯

避難所・避難者数 (ピーク時)

避難所数	91 施設 (H23.3.19)
避難者数	15,185 人 (H23.3.16)

※平成23年8月31日で全避難所を閉鎖。

施設等の被害 (※調査継続中)

公共施設 (庁舎等)	986 百万円
市道、橋梁等施設	10,007 百万円
下水道施設	7,448 百万円
教育施設	9,264 百万円
福祉施設	1,223 百万円
保健施設	21 百万円
農林水産業施設	36,361 百万円
観光施設	357 百万円
情報施設	390 百万円
防災施設	814 百万円
合 計	66,871 百万円

ライフライン被害 (最大数)

電 気	22,574 件 (東北電力契約件数)
水 道	15,012 戸



大曲浜の県道



宮戸の入口ー松ヶ島橋



大曲小学校



野蒜小学校（体育館）



JR仙石線東名駅



大曲地区北上運河

仮設住宅の整備

(1) 応急仮設住宅	1,753 戸
(2) 既設公営住宅転用	93 戸
(3) 民間賃貸住宅の応急仮設住宅件数	1,326 戸
合 計	3,172 戸

目 次

序章 東松島市復興まちづくり計画について	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の構成	2
4. 計画策定の方法	3
5. 計画の推進体制	3
(1) 計画の推進体制	3
(2) 計画の見直しと評価	4
(3) 具体的な実施計画	4
 第1章 復興まちづくりの基本方針	5
1. 復興まちづくりの将来像	5
2. 基本方針	6
【1】防災・減災による災害に強いまちづくり～防災自立都市の形成	6
【2】支え合って安心して暮らせるまちづくり	6
【3】生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり	6
【4】持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり	6
 第2章 分野別取組み	7
1. 防災・減災による災害に強いまちづくり～防災自立都市の形成～	7
(1) 防災・減災型都市構造の構築	7
(2) 防災自立都市の形成	15
2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり	19
(1) 暮らしやすい居住環境の整備	19
(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上	22
(3) 地域コミュニティの自治力の醸成	26
3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり	30
(1) 生業の基盤整備と再生	30
(2) 企業誘致の促進と企業雇用の確保	35
(3) 観光資源の再構築と魅力づくり	36
(4) 新たな仕事の創出と起業の推進	38
4. 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり	41
(1) 持続可能な地域経済・社会の構築	41
(2) 民間資源の導入	43

第3章 地地区別土地利用計画	46
1. 大曲地区	46
2. 野蒜地区	48
3. 矢本東地区	50
4. 矢本西地区	51
5. 宮戸地区	52
6. 小野地区	53
7. 赤井地区	54
8. 大塙地区	55
第4章 リーディングプロジェクト	56
1. 重点プロジェクト	57
(1) 安全で魅力ある暮らしプロジェクト	57
(2) 地域産業の持続・再生プロジェクト	60
2. いっしん（一新、一心、一進）プロジェクト	62
(1) 地域コミュニティの再興プロジェクト	62
(2) 分散型地域エネルギー自立都市プロジェクト	64
3. リーディングプロジェクトまとめ	66

【付録】

計画推進編／資料編

序章 東松島市復興まちづくり計画について

わたしたちは、おだやかな暮らしや美しい奥松島の自然を取り戻し、次世代にふるさと東松島をつなげていきます。ここに市民の心と力を合わせて、復興まちづくりに取り組むための計画を策定します。

1 計画の趣旨

「東松島市復興まちづくり計画」は、今後の東松島市の復興に向けた取り組みを効果的、効率的に実現するため策定したもので、復興のまちづくりを進めていくうえで、最も基本となる計画です。

また本計画は、平成23年度において、東松島市総合計画後期基本計画が未策定であることから、当面は総合計画後期基本計画を兼ねる役割を持つ計画として策定します。したがって、部門ごとに策定する個別計画などの上位計画として位置付けられます。

2 計画の期間

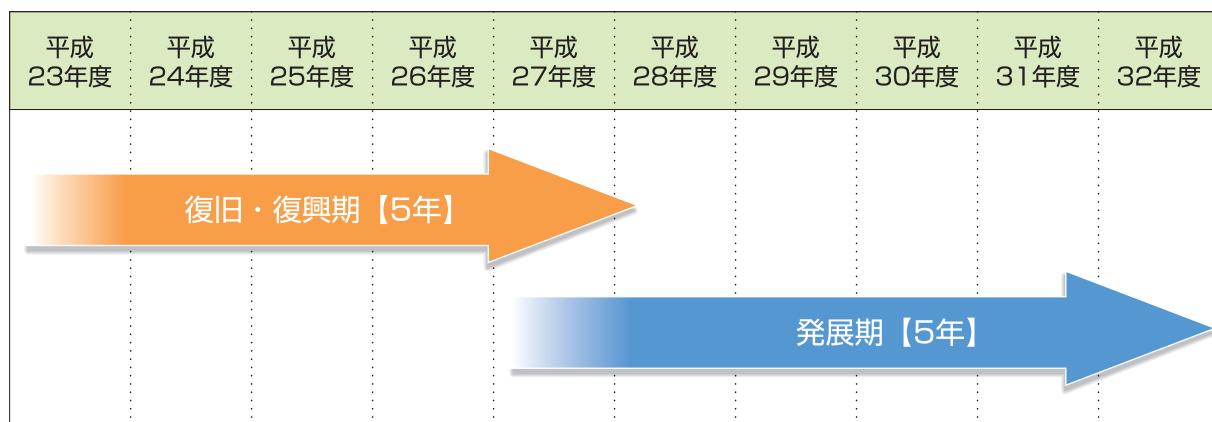
この計画では、平成23年度から平成32年度までの10年間を全体計画期間とします。

東日本大震災からの復旧・復興はスピードを重視して短期間に行う必要があります。一日も早い復旧・復興を実現するために、前期5年間を「復旧・復興期」とし、全力を挙げて、震災前あるいはそれ以上のレベルにまで引き上げていきます。

また、後期5年間を「発展期」とし、東松島市の魅力をさらに高め、市民と東松島市を訪れる人々が復興を実感し、快適で心豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

なお、計画期間については、今後の国、県、関係機関等の取り組み状況を見ながら、できるかぎり早く実現していくように調整していきます。

計画期間



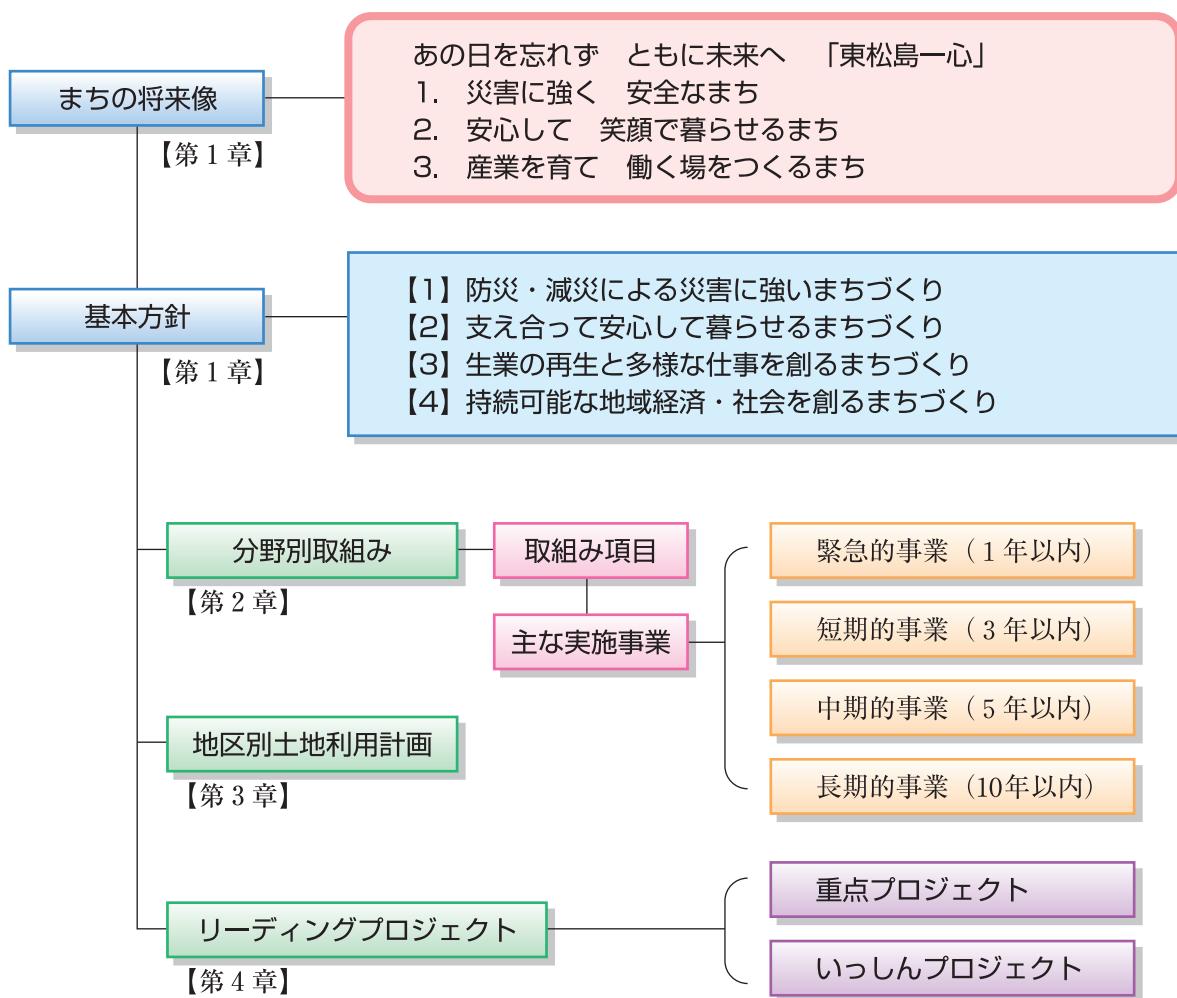
3 計画の構成

この計画では、東松島市が目指すまちの姿を表す「まちの将来像」に基づき、その実現に向けた4つの「基本方針」を掲げています。この基本方針に沿った「分野別取組み」として具体的な「取組み項目」と「主な実施事業」を挙げています。また、被害状況に応じた「地区別土地利用計画」を示し、復興まちづくりの整備方向を明らかにしています。

「主な実施事業」については、市民の皆さんのもとを守るために緊急的、優先的に実施する事業を「緊急的事業」（所要期間はおおむね1年以内）、短期的に実施する事業を「短期的事業」（期間は3年以内）に分けています。さらに、将来的な東松島市のまちづくりに向けて時間をかけて推進する事業を、「中期的事業」（期間は5年以内）、「長期的事業」（期間は10年以内）として示しています。

また、東松島市の復興まちづくりを先導する事業を「リーディングプロジェクト」として挙げています。これは、東松島市の将来の礎（いしづえ）をつくるために、市民、企業、行政等が共に力を合わせて復興を牽引するプロジェクトとして位置付けています。

計画の構成と内容



4 計画策定の方法

この計画策定にあたっては、各分野の学識経験者による「有識者委員会」を組織し、専門的な見地から、まちづくりの方向、手法についてのご意見、助言をいただきました。

また、この計画策定プロセスでは、市民参加の場や機会を設け、市民の皆さんの意向、意見をていねいに伺い、その内容をできるだけ計画に反映するよう努めました。例えば、8地区の住民自治協議会を単位として「地区懇談会」を開催し、グループ討議等を行いながら、より多くの方の生の声を拾うようにしました。被害が甚大であった沿岸部の地区では、複数回の地区懇談会を開催しています。

さらに、総合計画策定委員、住民自治協議会、NPO、漁協、農協、商工会、社会福祉協議会、被災地区等の代表者を中心に構成した「まちづくり懇談会」を開催しました。様々な立場の方が一堂に会して復興まちづくりへの思い、意見、アイデアについて話し合う場をつくることにより、これから地域ぐるみのまちづくりにつなげていきます。

5 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

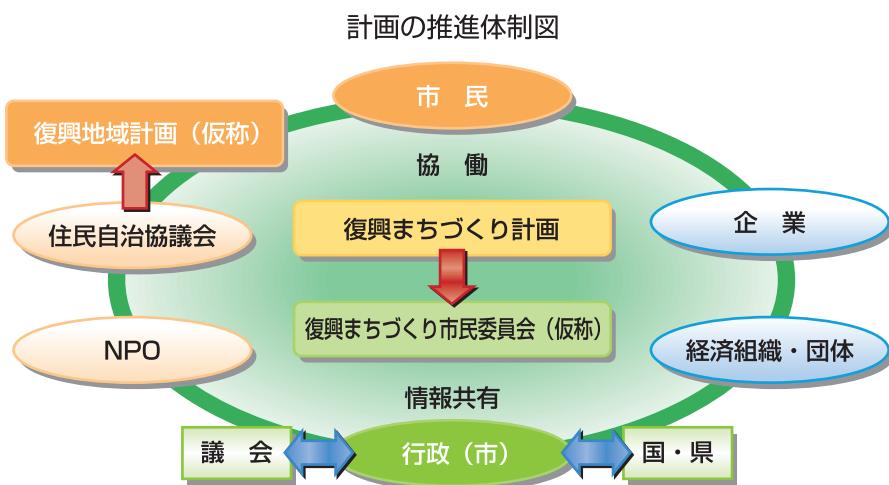
東松島市がこれまで培ってきた「協働のまちづくり」の真価は、復興まちづくりにおいてこそ發揮されます。市民、NPO、企業、議会、行政等が、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を持ち寄って、計画推進に向けて力を合わせていきます。その際、協働の前提として、行政はきめ細かな情報提供と発信を行い、情報共有に努めます。

また、策定プロセスでも留意したように、計画推進においても市民参加の場を多く設け、継続的に復興まちづくりに関わっていく仕組みをつくります。具体的には、「復興まちづくり市民委員会（仮称）」を立ち上げ、計画の推進、見直しについて協議していきます。さらに、この計画に基づき、8地区単位で「復興地域計画（仮称）」を策定する場合には、計画策定と事業実施への支援を行っていきます。

また、行政内部においても、土地利用・産業・雇用・地域コミュニティ等の問題に一体的に対応できる体制づくりが求められます。関係部署による横断的な連絡会議等を立ち上げて、全庁的に推進していきます。

計画の推進体制

- 市民、NPO、企業、議会、行政等が力を合わせて、協働による復興まちづくりを進めます
- 市民参加の場を設け、多くの市民、組織団体の思いや力を集める体制をつくります
- 地区で話し合いながら「復興地域計画（仮称）」を策定し、事業を展開していきます
- 庁内組織の情報共有を徹底し、地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を進めます

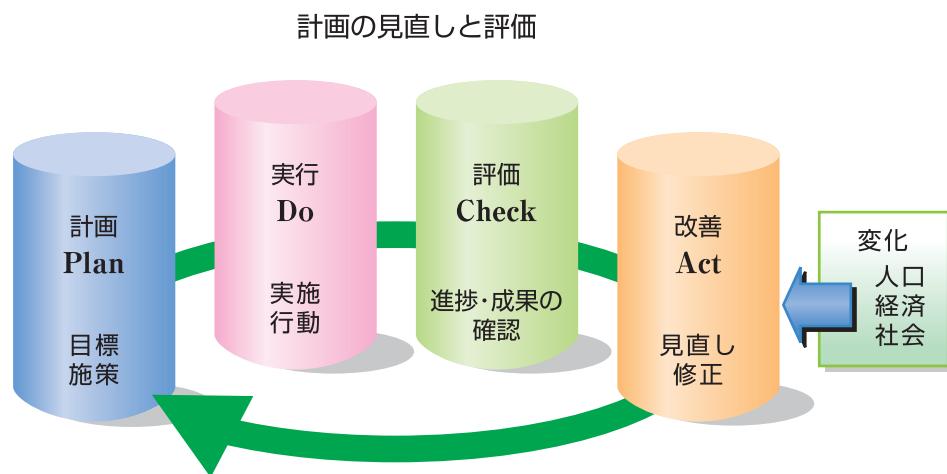


(2) 計画の見直しと評価

この計画は、復興の進捗状況や社会的経済的情勢を踏まえながら、隨時、見直しをしていくことになります。特に、今後、人口減少や高齢化が加速するケースも考えられ、推移、動向を的確に捉えて判断することが必要となります。

計画の評価手法としては、P D C A（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act））サイクルを用いて、客観的に行います。

市民主体の「復興まちづくり市民委員会（仮称）」も計画の見直しに参画し、市民ニーズや満足度を捉えて、適切な評価を進めていきます。



(3) 具体的な実施計画

この計画に掲げた「主な実施事業」のほか、通常事業も含めたすべての施策を掲載した実施計画については、別途編成し、事業費等については実施計画書において計上することといたします。毎年度見直しをかけていく中で、市の債務状況、財政運営等の透明化を図ります。